

民生費

民生委員費

375 万円
(前年度:471万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

民生委員の活動を支えます。
民生委員【3年任期】

- 民生委員活動事業
民生委員67人の活動費です。
活動費(報償費)
活動旅費
民生委員協議会活動助成金
活動に伴う消耗品

238万円
17万円
117万円
3万円



財源

国庫支出金	307万円
市の負担額	68万円

【一部新】社会福祉事業振興費

3,287 万円
(前年度:3,207万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

社会福祉事業の振興を図ります。また、地域における見守りの連携を推進します。

- 市社会福祉協議会が実施している地域福祉活動等の事業を支援します。
- 市社会福祉協議会内に設置されているボランティアセンター及びケアネットセンターの運営を支援します。

- 【新】第5期地域福祉計画の策定 39万円
地域社会におけるつながり・支え合いの強化を市民と一体となって進めるための計画を策定します。

- 社会福祉団体活動等に対する補助 358万円
社会福祉団体の活動及び地区社協で開催する敬老会を支援します。

- 市社会福祉協議会 職員等設置補助
社会福祉事業を実施する市社会福祉協議会の職員配置及び事務局の庁舎使用料に対し、支援します。

社会福祉活動専任職員等設置補助	2,027万円
・庁舎使用料	72万円

- ボランティアの振興補助
市社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターを支援します。

ボランティアコーディネーター設置補助	96万円
ボランティアセンター運営費等補助	51万円
①ボランティアセンターの運営費	
②ボランティアの集い開催費	
③ボランティア活動体験講座開催費	
④ボランティア保険加入助成事業	
⑤災害救援ボランティア活動支援事業	

- 地域福祉推進事業に対する補助 141万円
地域における福祉のまちづくり事業を支援します。

・総合相談センター運営費補助
・福祉出前講座開催補助
・広報誌発行費補助
・車椅子移送車貸出事業補助

- 福祉見回り隊育成事業に対する補助
地区社協と連携し、住民の参加とケアネット・福祉見回り隊育成事業を支援します。

・ケアネットコーディネーター設置補助	313万円
・ケアネット・福祉見回り隊に対する補助	180万円

- 地域の見守り連携推進に必要な経費 10万円
地域の見守り連携の普及啓発や、研修会等を開催し、地域における見守りを推進します。

財源

その他(基金の利子)	235万円
市の負担額	3,052万円

遺族等援護費 33 万円

(前年度:38万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

戦争で亡くなられた方々を追悼するため、市主催の追悼式を開催するほか、ご遺族が慰霊祭に参列する際の費用を助成します。

- ・ 市戦没者追悼式の開催費用 30万円
- ・ 慰霊祭参拝助成 3万円



財源

市の負担額 33万円

生活困窮者等援護費 716 万円

(前年度:835万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

働きたいけど働けない、住むところがないなど経済的に困窮している方の相談を受け、就労に向けた支援や一時的な住まいの提供等を行うことで自立を助長します。

- ・ 生活困窮者自立支援事業 686万円
経済的自立に向けた包括的かつ継続的な支援を実施します。

- （ ・ 自立相談支援事業 ・ 就労準備支援事業
・ 家計改善支援事業 ・ 一時生活支援事業
・ 住居確保給付金 ）

- ・ 成年後見人の選任費用の助成 8万円
- ・ 行旅人の旅費や医療費の助成 22万円

財源

国県支出金 471万円
市の負担額 245万円

生活安定資金融資事業費 300 万円

(前年度:300万円)

(担当: 商工企画課 商工業業係)

市内勤労者の日常生活における想定外の出費に対し、融資を行います。

- ・ 生活安定小口資金預託金 300万円
本融資制度の取り扱い金融機関（北陸労働金庫）に預託します。

預託とは…長期・固定で低利の融資を行うため、金融機関と連携して融資制度を策定し、その金融機関に融資資源の一部を預け入れること。



財源

その他（回収資金） 300万円

自殺対策事業費 13 万円

(前年度:14万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

平成30年度に策定した自殺対策計画に基づき、若年層を中心とした自殺予防の普及啓発や自殺対策を推進するゲートキーパーを養成します。

- ・ 若年層への普及啓発のための配布用リーフレットや冊子の購入 8万円
- ・ ゲートキーパー養成研修の開催 4万円
- ・ 自殺対策推進協議会の開催 1万円

財源

国県支出金 8万円
市の負担額 5万円

民生費

重層的支援体制整備事業 187 万円 (前年度:537万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、関係者の連携の円滑化を進めるとともに、包括的な支援体制を構築できるよう支援します。

- 重層的支援会議委員報酬、アウトリーチ等を通じた継続的支援報酬、暮らしの保健室報酬、障がい者相談員報酬
181万円
- 重層的支援体制整備事業会議に係る費用
6万円

財源

国県支出金	140万円
市の負担額	47万円

生活困窮者の共助の基盤づくり事業 537 万円 (前年度:245万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組み作りを行います。

- アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プラン作成、参加支援を行う支援員2名に係る費用
351万円
- 「暮らしの保健室」運営に係る費用
46万円
 - 使用料 44万円
 - 消耗品等 2万円
- みんなの居場所「ちょこっと」運営に係る費用
140万円
 - 使用料 92万円
 - 消耗品等 3万円
 - イベント等の委託費用 45万円

財源

国県支出金	268万円
市の負担額	269万円

福祉のまちづくり事業基金積立金 1 万円 (前年度:1万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

福祉のまちづくり事業基金へ寄付金を積立てます。

- 寄付金の積立です。



財源

その他(寄付金)	1万円
----------	-----

国民健康保険事業特別会計繰出金 1億9,159 万円 (前年度:2億90万円)

(担当: 医療保健課 医療保険係)

事務費や、国民健康保険税を軽減した分などを一般会計から国民健康保険特別会計へ支払います。

- 事務費分
6,716万円
- 国費等減額調整分
378万円
- 保険基盤安定負担分
1億820万円
- 財政安定化支援事業繰入金相当分
1,100万円
- 未就学児保険税軽減分
94万円
- 産前産後保険税免除分
51万円

財源

国県支出金	8,224万円
市の負担額	1億935万円

社会福祉事務費

190 万円
(前年度: 294万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係・高齢福祉係、医療保健課 介護保険係)
社会福祉に関する事務を行います。

- 個別避難計画作成支援事業 79万円
災害時に支援を要する方々の避難計画の作成を支援する事業です。
- 社会を明るくする運動 啓発グッズの購入 23万円
- 犯罪被害者支援のための家電レンタル 11万円
- 災害支援アプリ負担金 6万円
- 市民後見人養成講座共同開催負担金 3万円
- その他事務費 40万円

(医療保健課分)

介護福祉の魅力PR事業

ふくしフェアの開催費用 28万円

小中学生及びその保護者に向け、広く介護・福祉に触れる機会を設ける「滑川つなぐ・つながるふくしフェア」を開催します。



財源

国県支出金	33万円
市の負担額	157万円

障害者福祉券給付費

417 万円
(前年度: 437万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者(児)の衛生保持や外出機会の確保を図るため、市内の浴場や理美容店、指定のタクシー会社で使える利用券やコミュニティバスの利用券を配布します。

- 福祉利用券の配布 366万円
対象: 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 所持者及び傷痍軍人

- 障害者のるマイカー乗車券 20万円
対象: 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) 所持者及び傷痍軍人
※福祉利用券と障害者のるマイカー乗車券は、選択制で配布



福祉利用券の電子申請へのインセンティブ 18万円

- 事務費(印刷代) 13万円

財源

市の負担額	417万円
-------	-------

民生費

自立支援給付費

9億7,367 万円
(前年度:8億1,920万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者(児)が、介護や訓練、能力を向上するためのサービスを利用した場合、そのサービスの提供に必要な費用を支給します。また、身体障がい者(児)が生活をする上で必要な補装具の購入や修理費用を支給します。

・障害福祉サービス給付費 7億9,000万円

障がい者が利用できるサービスで、主に入浴・排せつ・食事等の介護を受ける「介護給付」や、生活や就労のための訓練を受ける「訓練等給付」などがあります。

・障害児通所給付費 1億7,436万円

障がい児が利用できるサービスで、未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う「児童発達支援」や就学中の障がい児が放課後や夏休み等に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流等を行う「放課後等デイサービス」などがあります。

・補装具給付費 931万円

身体の失われた部分や、思うように動かすことのできない障がいのある部分を補って、日常生活や職業活動を容易にするための補装具の購入・修理等の費用を支給します。

<補装具の例>

肢体不自由・・・義手、義足、装具、車椅子等
視覚障害・・・視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡等
聴覚障害・・・補聴器

※所得に応じて1割の自己負担があります。ただし、負担が大きくなりすぎないように、1ヶ月当たりの負担の上限額が設定されます。

財源

国県支出金	7億3,025万円
市の負担額	2億4,342万円

自立支援医療費等給付費

1,401 万円
(前年度:1,631万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

身体に障がいがあり、手術やその他の治療によって障がいの改善や苦痛の軽減が見込める方に対して、医療費の一部を支給します。

・更生医療費 150万円

18歳以上の方で、身体障害者手帳に記載されている障がいに関する手術やその他の治療によって障がいを軽くしたり、苦痛を軽減できる見込みがある方の医療費の自己負担を軽減します。

例) 冠動脈バイパス移植術(心臓機能障害)
腎移植後の抗免疫療法(腎臓機能障害)



・育成医療費 40万円

18歳未満の方で、身体に障がいや病気があり、放置すると将来障がいが残る可能性があるものの、手術等の治療で改善が期待できる子どもの医療費の自己負担を軽減します。

例) 先天性耳奇形(聴覚障害)
口蓋裂等形成術治療(言語障害)



・療養介護医療費 1,200万円

医療と常時介護の両方を必要とする方で、長期入院をしながら機能訓練や日常生活の支援等を受けている方に施す医療的ケアに対する費用の一部を給付します。

・判定医師への謝礼等 11万円

財源

国県支出金	1,042万円
市の負担額	359万円

重度障害者等医療給付費

1億674 万円
(前年度:1億678万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

【障Ⅰ】0～64歳までの「身体障害者手帳1・2級」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1級」所持者の医療費を助成します。

【障Ⅱ】65歳以上の次の①又は②に該当する障がい者の医療費（健康保険の自己負担額）を助成します。

- ①65歳以上の「身体障害者手帳1～4級の一部」、「療育手帳A」又は「精神障害者保健福祉手帳1・2級」所持者等で後期高齢者医療制度に加入している方
- ②65～69歳までの「身体障害者手帳4級の一部～6級」又は「療育手帳B」所持者

・ 医療費を助成するための経費 1億625万円

区分	等級	0～64歳	65～69歳	70歳～
重度	身体障害者手帳 1級・2級	○全額助成	○一部負担金の助成 医療費の自己負担額の全額又は一部を助成します。	
	療育手帳 A			
	精神障害者保健福祉手帳 1級			
障害年金 1級				
中度	身体障害者手帳 3級			
	4級の一部(※1)			
	精神障害者保健福祉手帳 2級			
軽度	障害年金 2級			
	身体障害者手帳 4級の一部(※1以外)	○一部助成 所得に応じて自己負担額が2割又は3割となります。		
	5級・6級			
療育手帳 B				

- ※ 4級の一部とは、4級の音声・言語機能障がい及び下肢4級の1号、3号、4号の方です。
- ※ 65歳～74歳の重度及び中度の障がいの方が助成を受ける場合には、後期高齢者医療制度に加入する必要があります。
- ※ 所得制限（世帯の前年分の合計所得金額が1,000万円未満）があります。

・ 事務費（手数料等） 49万円



財源

国県支出金	4,363万円
その他（高額療養費分）	1,900万円
市の負担額	4,411万円

【拡】地域生活支援事業費

2,402 万円

(前年度:1,963万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者(児)がその能力や適性に応じ、地域において自立した日常生活・社会生活を送ることができるよう、各種の事業を通じて支援します。

- 障がい者・家族レクリエーション大会の開催 7万円

障がい者が、他の障がい者や家族・ボランティア等と共にレクリエーションを行うことで親睦を深めるとともに社会参加を促すことを目的に開催します。

- 成年後見制度利用支援事業 111万円

障がい者の権利擁護を図るため、法定後見人等の申請費用の一部や報酬を助成します。

- 日常生活用具給付等事業 790万円

日常生活を容易にするための用具(ストマ

等)を給付又は貸与します。

- 移動支援事業 8万円

外出が困難な障がい者が買い物等の外出を行う際に付添い等の支援を行います。

- 日中一時支援事業 230万円

(訪問入浴サービス事業を含む。)障がい者の一時的な日中活動の場を確保し、介護者の就労活動や休息を支援します。また、障がい者の心身機能の維持のために、自宅訪問による入浴サービスを行います。

- 障害福祉サービス事業所等への交通費の助成 89万円

障害福祉サービス事業所(就労系・児童発達支援センター)に通所(園)する際の交通費の一部を助成します。

- 全国障害者スポーツ大会派遣選手への激励 3万円

全国障害者スポーツ大会に参加する選手に対し、激励費をお渡しします。



- 生活訓練事業・生活支援事業 30万円
- 知的障がい者や精神障がい者を対象に、日常生活を営むために必要な訓練(マナーの習得・料理の仕方など)を実施します。



- 地域活動支援センター I 型事業費補助金 622万円

精神障がい者の日中活動を支援する事業所に対し、運営費の一部を助成します。

- 更生訓練費 59万円

障害福祉サービス事業所で自立訓練又は就労移行支援を利用する際の一部を給付します。

- 運転免許取得・自動車改造費用の助成 30万円

障がい者が運転免許を取得する場合や、身体障がい者が自動車の手動装置等の一部を改造する際の一部を助成します。

- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成 22万円

補装具の支給対象とならない軽度~中等度難聴の児童が補聴器を購入する際の一部を助成します。

- 【拡】加齢性難聴者補聴器購入費給付事業 100万円

補装具の支給対象とならない軽度~中等度難聴の中高齢者の方を対象として、補聴器購入費用の一部を給付します。

- 障がい福祉に係る事務費 301万円

財源

国県支出金	1,086万円
市の負担額	1,316万円

特別障害者手当等支給事業費 1,229 万円
(前年度:1,001万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

心身に著しく重度の障がいを持つ方に手当を支給します。

- ・ 特別障害者手当分 781万円
対象: 在宅の20歳以上の方であって、著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方 (月額 29,590円)
- ・ 障害児福祉手当分 444万円
対象: 在宅の20歳未満の方であって、重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護を必要とする方 (月額 16,100円)
- ・ 事務費 (郵便料など) 4万円

財源

国県支出金	919万円
市の負担額	310万円

心身障害者 (児) 年金 977 万円
(前年度:986万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

心身に障がいのある方の生活の向上と福祉の増進を図るため、年に1回、年金を支給します。

- ・ 心身障害者年金分 955万円
【支給概要】
身体障害1級、精神障害1級、知的障害A
支給額: 12,500円
身体障害2級、精神障害2級
支給額: 10,500円
身体障害3級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 9,300円
- ・ 心身障害児年金分 16万円
【支給概要】
身体障害1・2級、精神障害1・2級、知的障害A
支給額: 14,500円
身体障害3~5級、精神障害3級、知的障害B
支給額: 12,000円
- ・ 事務費 (郵便料など) 6万円

財源

市の負担額	977万円
-------	-------

重度身体障害者対策費 257 万円
(前年度:263万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

在宅で生活する重度の身体障がい者(児)が、安全・快適に日常生活を過ごせるよう、各種の助成等を行います。

- ・ 住宅改修費用の助成 150万円
- ・ おむつ購入費の助成 97万円
- ・ 障がい者世帯への除雪費用の助成 10万円



財源

国県支出金	129万円
市の負担額	128万円

在宅障害者 (児) 介護福祉手当支給事業費 48 万円
(前年度:44万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

重度の心身障がい者(児)を在宅で常時、かつ引き続き3ヶ月以上の期間において介護する方に対し、手当を支給します。

- ・ 手当の支給費用 48万円
1月あたり4,000円を毎年4月及び10月に支給します。

財源

市の負担額	48万円
-------	------

民生費

手話のまちづくり事業費

516 万円
(前年度:492万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

手話を使って安心して元気に暮らすことのできるまちを目指し、手話への理解の促進や手話の普及に関する施策を実施します。

- ・ 滑川市手話施策推進会議の開催 4万円
手話に関する施策の方針を定めるとともに施策の推進状況を点検するための会議を開催します。
- ・ 手話通訳者の設置 335万円
聴覚障がい者への手話通訳による窓口対応や各種手話施策の推進のための業務にあたる手話通訳者を1名設置します。
- ・ 手話奉仕員養成研修の実施 80万円
聴覚障がい者との交流促進を図ることなどを目的に、日常会話程度の手話技術を習得する“手話奉仕員”を養成します。
- ・ 手話講座の開催 12万円
個人のグループや団体を対象に、手話に身近に触れて関心をもっていただける手話講座を開催します。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の派遣 81万円
手話を用いる聴覚障がい者との円滑なコミュニケーションを支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
- ・ 手話イラストの作成 3万円
手話イラストを市の広報やHPに掲載します。
- ・ その他事務費 1万円

財源

国県支出金	380万円
市の負担額	136万円

生活支援ハウス運営事業費 1,644 万円 (前年度:1,711万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

身の回りのことは自分でできるが、自宅での生活に不安のある高齢者が入居する施設である「生活支援ハウス」の運営をお願いしている法人にお金を支払うものです。

- ・ ほたるの里への委託料 1,644万円



財源

市の負担額	1,644万円
-------	---------

老人のための福祉のまち推進費 1,437 万円 (前年度:1,495万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

長寿のお祝いや、介護予防のため外出機会を提供します。

- ・ 百歳祝品贈呈 (18人) 25万円
- ・ 米寿祝品贈呈 (220人) 110万円
- ・ 福祉利用券 1,112万円
- 〔 福祉利用券利用料 1,100万円
電子申請へのインセンティブ 12万円 〕
- ・ 「悠友サロン」、「シルバーデー」 147万円
- ・ その他事務費 43万円

財源

市の負担額	1,437万円
-------	---------

障害者自立支援事務費

857 万円
(前年度:1,009万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

障がい者福祉全般に関する事業を行います。

- 障害支援区分の判定 64万円
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス利用時に必要となる「障害支援区分」判定経費です。
- 障害者相談員の設置 16万円
地域において、障がい者からの各種の相談に対応する障害者相談員の委嘱や研修の実施経費です。
- 「障がい者ハンドブック」の作成 10万円
滑川市の障がい者福祉施策や事業の主な内容を一冊にまとめ、手帳の新規取得時などに配布します。
- 児童発達支援センター支援金 97万円
児童発達センターを開設するにあたり、配置基準を超えて配置する保育士等の人件費を支援します。
(実施者: 魚津社会福祉協議会)
- つくし学園 障害児等療育支援事業負担金 12万円
障がい児が通所して、集団生活に適應するための訓練などを行う施設の支援金の一部を負担します。
(実施者: 魚津社会福祉協議会)
- 事務費(郵便料、手数料、リース料など) 310万円
- 心身障害者扶養共済制度加入助成金 23万円
富山県心身障害者扶養共済制度に加入する低所得世帯に対し、毎月の掛金の一部を助成します。
- 相談支援事業費 236万円
障がい者からの相談に専門の職員が応じます。
(委託先: (福)新川会)
- 滑川・中新川障害者地域自立支援協議会負担金 8万円
医療的ケアを必要とする方等の支援体制を整備するため、圏域での協議の場を設ける費用です。
- 地域生活支援拠点整備 81万円
障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で支援する体制を整備する費用です。

財源

国県支出金	1万円
市の負担額	856万円

【新】障害者福祉計画策定費 61 万円

(前年度: -)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

市が提供する障害福祉サービスなどの成果目標を定める「第8期滑川市障害福祉計画」及び「第4期滑川市障害児福祉計画」を策定します。

- 計画策定委員会の開催 8万円
計画の策定に際し、有識者や関係者の意見を反映させるため、策定委員会を開催します。
- 計画書の作成 17万円
2つの計画を併せて1冊の計画書として作成し、各所に配布します。
- アンケート調査の実施 31万円
障がい福祉の施策に対するニーズを把握するため、アンケート調査を実施します。
- 事務費(消耗品費) 5万円

財源

市の負担額	61万円
-------	------

老人ホーム入所措置費 228 万円

(前年度: 228万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

家族等からの援助を受けることができない高齢者が老人ホームに入所した際に、老人ホームにお金を支払うものです。

- 養護老人ホームへの支払い 228万円



財源

その他(入所者負担金)	60万円
市の負担額	168万円

民生費

高齢者日常生活支援サービス事業費

484 万円
(前年度: 575万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

在宅で生活する高齢者の見守りを推進し、介護する方の負担軽減のため、各種サービスを実施します。

- ミドルステイ 43万円
在宅で高齢者を介護している方が、病気などにより介護ができないとき、一時的に特別養護老人ホーム等に入所することができます。
- 在宅要介護高齢者福祉金 212万円
施設等に入所せず、在宅で介護を受けている65歳以上の要介護4・5の高齢者を対象として月額5,000円を給付します。
- 訪問理髪サービス 6万円
在宅の要介護度4・5の方のご自宅を理髪店が訪問し、理髪サービスを行います。
- 寝具丸洗い・乾燥サービス 14万円
在宅の要介護度4・5の方を対象に、希望者宅を巡回し、寝具の丸洗い・乾燥を行います。
- 緊急通報装置設置事業費 149万円
ひとり暮らし高齢者や障がい者、高齢者のみの世帯の方など、緊急時の対応に不安がある方に迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急通報装置を設置します。
- 除雪費用の助成 60万円
除雪の支援を必要とするひとり暮らし高齢者等へ、除雪費用を助成することで生活の安全の確保を図ります。

財源

国県支出金	157万円
その他	12万円
市の負担額	315万円

高齢者生きがい事業費

649 万円
(前年度: 678万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)

高齢者が健康でいきいきと生活するため、各種スポーツや文化活動への参加促進を図ります。

- ねんりんピック出場者への激励費 16万円
- 陶芸教室の運営 43万円
- 単位老人クラブへの補助金 328万円
- 悠友クラブ滑川への補助金 79万円
- 高齢者趣味教室の実施 30万円
- ニュースポーツの振興 10万円
- ゲートボール場跡地の維持管理費 45万円
- 友愛活動（老人クラブによる高齢者宅訪問等）に対する補助金 18万円
- その他事務費 10万円
- 世代交流（握手の集い）の実施 35万円
- 高齢者バス教室 10万円
- 高齢者地域文化活動 20万円
- 高齢者作品展の開催 5万円



財源

国県支出金	220万円
市の負担額	429万円

後期高齢者医療事業特別会計繰出金 6億1,879 万円
(前年度:5億9,499万円)

(担当: 医療保健課 医療保険係)
事務費や、医療給付費、後期高齢者医療保険料を軽減した分を一般会計から後期高齢者医療事業特別会計へ支払います。

- ・ 事務費分 5,744万円
- ・ 医療給付費負担分 4億4,243万円
- ・ 保険基盤安定負担分 1億1,892万円

財源

国県支出金	8,919万円
市の負担額	5億2,960万円

介護保険事業特別会計繰出金 5億1,797 万円
(前年度:5億1,248万円)

(担当: 医療保健課 介護保険係)
介護保険事業特別会計へ繰出します。

- ・ 介護給付費法定繰出金 3億7,594万円
- ・ 人件費繰出金 6,306万円
- ・ 事務費等繰出金 4,100万円
- ・ 低所得者保険料軽減事業繰出金 1,965万円
- ・ 地域支援事業繰出金 1,832万円

財源

国県支出金	1,474万円
市の負担額	5億323万円

地域介護予防活動支援事業費 247 万円
(前年度:275万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター、福祉課 高齢福祉係)
誰もが参加することができる介護予防活動の地域展開を目指し、地域の住民主体の通いの場の活動を支援します。

- ・ 地域介護予防活動支援費 61万円
キラピカ体操シューイチ倶楽部開催団体へのサポーター派遣費用、体力測定会委託料など
- ・ 住民主体の通いの場事業 156万円
ふれあいサロン活動を実施している団体への活動委託料
- ・ 地域支えあい推進事業補助金 30万円
新たに通いの場を行う、または、活動回数を増やす団体に対する補助金

財源

国県支出金	93万円
その他(支払基金交付金等)	124万円
市の負担額	30万円

総合相談事業費 23 万円
(前年度:23万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)
在宅介護支援センターと居宅介護支援事業所、地域包括支援センターとが連携し、高齢者の総合相談窓口の機能強化を図るために必要な支援を行います。

- ・ 高齢者実態把握訪問調査 16万円
- ・ 事務用品、福祉用具点検費用等 7万円

財源

国県支出金	13万円
その他(支払基金交付金等)	6万円
市の負担額	4万円

民生費

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 **241 万円** (前年度:228万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者の支援にあたる関係者とのネットワークづくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

- ・ 地域包括ケア（推進、活動）研修会費用 **49万円**
- ・ 事業実施に関する事務費等 **192万円**

財源

国県支出金	139万円
その他（支払基金交付金等）	56万円
市の負担額	46万円

権利擁護事業費 **30 万円** (前年度:30万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)

専門的・継続的に高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

- ・ 高齢者・障がい者権利擁護支援委員会、研修会費用 **8万円**
- ・ 成年後見、権利擁護等の相談に関する経費 **12万円**
- ・ 成年後見制度の活用促進に関する経費 **10万円**

財源

国県支出金	17万円
その他（支払基金交付金等）	7万円
市の負担額	6万円

生活支援体制整備事業費 **621 万円** (前年度:455万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)

住民及び生活支援サービスを担う事業所等と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図るための事業を行います。

- ・ 生活支援コーディネーター、協議体設置・運営費用 **612万円**
- ・ 町内づくり意見交換会開催費用 **9万円**

財源

国県支出金	358万円
その他（支払基金交付金等）	143万円
市の負担額	120万円

介護予防サービス計画費 **794 万円** (前年度:743万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)

要支援1・2に対する介護予防サービス計画作成に必要な事務費等です。

- ・ 介護予防サービス計画費

(主な経費内訳)	
介護予防サービス計画作成委託料	590万円
システム保守委託料等	90万円
システムリース料等	50万円
公用車リース料等	48万円
事務費等	16万円

財源

その他	794万円
-----	-------

地域支援事業事務費 146 万円

(前年度:130万円)

(担当: 医療保健課 地域包括支援センター)
地域包括支援センターの運営を行います。

- 地域包括支援センター運営費 146万円
旅費、燃料代、庁用車リース代、コピー代、電話等の使用料などの事務費用

財源

国県支出金	84万円
その他(支払基金交付金等)	34万円
市の負担額	28万円

老人福祉事務費 11 万円

(前年度:26万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)
老人福祉に必要な事務を行います。

- 成年後見制度申立費用立替費 (1件分) 7万円
- 事務費 4万円



財源

その他	7万円
市の負担額	4万円

【一部新】国民年金事務費 144 万円

(前年度:42万円)

(担当: 市民課 市民係)
国民年金の加入や、保険料の納付に関する手続きを行います。

- 参考図書、事務用品代等 11万円
- 郵便料等 10万円
- コピー使用料 21万円

【新】育児期間の保険料免除措置によるシステム改修委託料 102万円

財源

国県支出金	144万円
-------	-------

児童委員費 317 万円

(前年度:317万円)

(担当: 福祉課 高齢福祉係)
児童委員と主任児童委員の活動を支えます。

- 児童委員67人と主任児童委員10人の活動費です。
- 活動費(報償費) 305万円
- 民生委員協議会活動助成金(主任児童委員分) 7万円
- 活動に伴う消耗品等 5万円

財源

国県支出金	266万円
市の負担額	51万円

民生費

【統】こども家庭センター運営費

1,220 万円

児童相談等事業費と統合

(前年度:1172万円)

(担当:子育て応援課 こども家庭センター)

子ども・子育て支援推進体制強化のため、こども家庭センターを設置し、全ての妊産婦、子ども、子育て世帯に対し、母子保健機能と子育て支援機能の一体的かつ切れ目のない相談支援等を実施します。また、児童虐待防止のための会議を開催します。

全ての妊産婦、子ども、子育て世帯を対象に、実情の把握、相談対応、ソーシャルワーク等の業務を行い、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう支援を行います。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・巡回支援専門員設置 360万円
巡回支援専門員が保育所等を巡回訪問して発達に気がかりがある児童等の支援を行います。 ・家庭児童相談室経費 552万円 ・要保護児童対策地域協議会経費 4万円 ・ことばの教室事業 5万円 ・幼小連携事業 3万円 ・保育所等緊急支援カウンセラー派遣事業 13万円
緊急に心理面での専門家の支援が必要となった場合にカウンセラーを派遣します。 ・その他事務費 67万円 | <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯訪問支援事業 47万円
要支援家庭（特定妊婦やヤングケアラー）を対象に支援員が訪問し家事育児の支援を行います。 ・子育て短期支援事業 67万円
家庭において一時的に養育が困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間児童の養育・保護を行います。
(ショートステイ・トワイライトステイ) ・言語聴覚士の臨時雇用費用 102万円
個別相談等に対応する言語聴覚士を臨時雇用します。 |
|---|--|

財源

国県支出金	294万円
市の負担額	926万円

妊婦のための支援給付金事業費 2,158 万円

(前年度:1,957万円)

(担当:子育て応援課 こども家庭センター)

妊娠期からの切れ目のない支援を行う観点から、妊婦等に対し身体的、精神的ケアに加え、経済的支援として妊婦のための支援給付を実施します。

- ・妊婦のための支援給付支給事業 2,158万円
支給対象者：市内に住所を有する妊婦
 - ①妊婦の認定時の給付
妊娠届出時に妊婦 1 名当たり5万円支給
 - ②胎児の数の届出時の給付
胎児の数の届出(通常は妊娠後期面談)時に胎児 1 名(胎)当たり5万円支給

財源

国県支出金	2,156万円
市の負担額	2万円

【新】保育所等施設整備補助金 4,517 万円

(前年度:150万円)

(担当:子育て応援課 児童福祉係)

市内私立保育所及び認定こども園の施設整備または屋外遊具更新に必要な経費の一部を助成します。

- ・やなぎはら保育園
保育環境整備工事等
工事費補助 4,517万円



財源

国県支出金	3,011万円
市の負担額	1,506万円

【統・一部新・拡】児童福祉事務費

430 万円

ファミリー・サポート・センター運営事業費と統合

(前年度:854万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

児童福祉に関する事務を行います。

・富山広域連携中枢都市圏連携事業

①孫とおでかけ支援事業

240万円

圏域内の対象施設を、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に訪れた場合の利用料・観覧料などを免除します。〈市内対象施設〉ほたるいかミュージアム、市立博物館

②富山市まちなか総合ケアセンター病児保育事業

2万円

保育施設で体調不良になった子どもを、保護者の代わりにタクシーで送迎し、富山市まちなか総合ケアセンター病児保育室で保育看護します。(タクシー代の1/4を助成します。)

・子育て支援ポイント給付事業 13万円

保育サービスや子どもの予防接種、読み聞かせ絵本の購入などに利用できる子育て支援ポイントを配付します。

【新】保育所在り方検討事業 8万円

今後の保育所の在り方を市全体で検討する会議を開催します。

【新】子ども・子育て基本条例連携推進事業

5万円

条例の普及啓発のため講演会等を開催します。

【新】幼児教育施設職員合同研修会開催費

5万円

【拡】こどもの居場所づくり支援事業補助金

60万円

学校以外の安心して過ごせる居場所を新たに開設する団体に補助します。

【拡】こども食堂事業費補助金 26万円

こども食堂を新たに開設する団体に補助します。

財源

・ファミリー・サポート・センター運営費補助金 30万円

国県支出金	76万円
市の負担額	354万円

認可外保育施設等利用助成費 554 万円

(前年度:554万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

認可外保育施設等の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。また、国の幼児教育・保育の無償化の対象とならない第2子以降の子の認可外保育施設保育料等を助成します。

・施設等利用給付費 44万円

保育の必要性がある3歳以上の子ども(3歳未満の子どもは住民税非課税世帯のみ対象)が、認可外保育施設や認定こども園の預かり保育などを利用した際の利用料を無償化します。(上限あり。)

・認可外保育施設保育料軽減事業 510万円

滑川市に住所を有する子どもが、認可外保育施設を利用した際の利用料及び給食費を助成します。(上限あり)

※所得制限はありません。

第1子(半額) 202万円

第2子以降(全額) 308万円

財源

国県支出金	33万円
市の負担額	521万円

【拡】放課後児童対策事業費 8,768 万円

(前年度:6,860万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

昼間、保護者のいない家庭の児童に対して、放課後に適切な遊びの場や生活の場を設けるため、市内全小学校区に放課後児童クラブを設置し、児童の健全育成を図ります。

・放課後児童対策事業 8,632万円

放課後児童クラブの運営を各小学校区の運営協議会や社会福祉法人などに委託します。

〔【拡】支援員の待遇改善 557万円〕

・学習・生活アドバイザー派遣事業 19万円

アドバイザーが放課後児童クラブを巡回し、クラブの職員にアドバイスしたり相談に応じたりします。

・夏休み学童 117万円

夏休み期間に希望する学童クラブの申込ができなかった場合に対応できるようにします。

財源

国県支出金	5,561万円
その他(保護者負担)	11万円
市の負担額	3,196万円

民生費

【一部新】私立保育所等特別保育事業費 1億3,579 万円 (前年度:1億28万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

通常の保育に加えて、保育士や看護師を雇用して特別保育事業を実施している私立保育所等に対し助成します。保育資格を持たない保育補助者の配置に係る費用を助成します。

特別保育事業に対する補助

- ・延長保育事業 10園
- ・病児保育事業（体調不良児対応型）8園
- ・【新】病児保育事業（病児・病後児対応型）
病気、もしくは病気の回復期にあり、集団生活及び家庭での保育が困難な子どもを一時的に預かります。 1園
- ・医療的ケア児保育事業 1園
- ・地域子育て支援拠点事業 1園
- ・一時預かり事業 10園
（一般型・幼稚園型）
- ・年度途中入所促進事業 8園
- ・すこやか保育推進事業 3園
- ・障害児保育事業 9園
- ・地域活動事業 9園
- ・保育対策総合支援事業（保育体制強化）10園

財源	
国県支出金	7,107万円
市の負担額	6,472万円

【一部新】私立保育所等育成事業費 569 万円 (前年度:378万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

私立保育所及び認定こども園の教育・保育活動の振興を図るため支援します。

- ・保育所運営費補助金 116万円
保育を担う市内私立保育所6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・認定こども園運営費補助金 177万円
保育・教育を担う市内私立認定こども園6園に対して、運営費の一部を補助します。
- ・認定こども園整備借入金償還補助金 71万円
認定こども園4園の施設整備借入金の償還金を補助します。

【新】熱中症対策補助金

認定こども園2園に対して、205万円
熱中症対策の費用を補助します。

財源

国県支出金	173万円
市の負担額	396万円

【一部新】私立保育所等運営事業費

15億6,066 万円
(前年度:15億9,285万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育と満3歳から就学前の児童の幼児教育・保育を行います。全ての子どもの育ちを応援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を行います。

- ・保育所委託費 6億2,612万円
- ・認定こども園施設型給付費 9億3,205万円

市内保育所・認定こども園（12園）及び市外保育所・認定こども園に入所している児童の保育・幼児教育に要する費用を保育所・認定こども園に支払います。

- ・【新】乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこども誰でも通園制度の実施に要する費用を事業所に支払います。 249万円

※ 令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児（1・2号認定こども）の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒ 国による無償化の対象とならない3歳未満児について

- ・令和5年4月から第1子の保育料を市で半額にしています。
- ・第2子以降の保育料を引き続き無料にします。

《影響額》	第1子	3,795万円
	第2子	4,324万円
	第3子以降	2,163万円

※1・2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,800円の範囲で無料にしています。



財源

国県支出金	10億 3,730万円
その他（保育料）	1,485万円
市の負担額	5億851万円

児童手当支給費 6億5,608 万円

(前年度:5億7,846万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

高校生年代の子どもまでを対象児童として、児童の養育者に対して手当を支給します。

・ 児童手当支給事業 6億5,608万円

1人当たり

3歳未満

第1子・第2子 15,000円/月

第3子以降 30,000円/月

《3歳以上～高校生年代》

第1子・第2子 10,000円/月

第3子以降 30,000円/月

財源

国県支出金	5億9,423万円
市の負担額	6,185万円

地域子育て支援センター運営費 388 万円

(前年度:368万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

乳幼児のいる親子の交流や育児相談を行うとともに、育児講座や子育て教室を開催し、子育て家庭の育児と子どもの健やかな成長を支援します。

子育て支援センターを設置し、次のような事業を行っています。

- ・ 保育士による育児相談
- ・ 子育てサロン
- ・ 育児講座
- ・ 子育て教室
- ・ 食育教室
- ・ 保育の出勤 など



《主な経費》

- | | |
|-------------------|-------|
| ・ 人件費 | 349万円 |
| ・ 講師に対する謝礼 | 7万円 |
| ・ 教材や消耗品など | 21万円 |
| ・ 電話代や切手代などその他の経費 | 11万円 |

財源

国県支出金	258万円
市の負担額	130万円

母子等福祉対策事業費 73 万円

(前年度:112万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

ひとり親家庭が安心して暮らすための相談や、ひとり親家庭の親の就業相談等に応じる等、ひとり親の自立を支援します。また、ひとり親家庭等のこどもの進学を支援します。

・ 模試費用等助成 67万円
ひとり親家庭等の子の高校・大学等への進学のための模試受験費用及び大学等の受験料を助成します。

・ 中学卒業生記念品贈呈 6万円
ひとり親家庭の中学卒業生に図書カード贈呈

財源

国県支出金	52万円
市の負担額	21万円

子ども・妊産婦医療給付費 1億8,030 万円

(前年度:1億6,915万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

高校生等に加え、18歳到達の日以後の3月31日までの児童及び妊産婦（妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血、心疾患及び切迫早産に罹病した者）を対象として、医療費の本人負担分を助成します。

・ 子ども・妊産婦医療給付事業 1億8,030万円

0歳から小学生及び妊産婦の入院・通院医療費は県補助の対象となります。

これ以外の場合は、市の単独補助です。

財源

国県支出金	4,965万円
その他（高額療養費）	46万円
市の負担額	1億3,019万円

民生費

養育医療給付費 106 万円

(前年度:100万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

養育のため病院・診療所への入院が必要な未熟児に対して、指定医療機関において入院治療を受ける場合に、その医療費を公費により負担します。

- ・養育医療給付費 106万円
- ・養育が必要な乳児の定義
次のいずれかに該当するもの
○出生時体重が2,000g未満である
○特定の諸症状を示し、入院が必要と判断される

養育医療は、その児童の扶養義務者から負担能力に応じて、かかった費用の一部を徴収することができるかとされていますが、市では全額公費負担とします。

財源

国県支出金	66万円
市の負担額	40万円

【拡】子どもインフルエンザ 予防接種助成事業費 1,446 万円

(前年度:1,321万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成します。未就学児から高校生年代までの児童を対象とします。

- ・対象児童数 約4,123人
(13歳未満 3,262人、13歳以上 861人)
- ・助成額 3,000円/回
13歳未満 2回
13歳以上 1回
ただし、13歳未満が1回接種で完了する経鼻ワクチン利用の場合は、6,000円/回

【拡】高校生年代への助成

- ・対象者数 約900人
- ・助成額 3,000円/回



財源

市の負担額	1,446万円
-------	---------

児童館管理運営費 2,366 万円

(前年度:2,216万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

乳幼児親子から18歳未満まで、誰でも遊べるみんなの居場所、地域の方との交流の場として、様々な事業の充実を図ります。

児童館の運営や事業の開催に必要な経費です。

- ・人件費 1,815千円
- ・イベントの報酬や開催費など 84万円
- ・消耗品や光熱水費など 198万円
- ・電話代や切手代など 23万円
- ・委託料(清掃、警備、点検など) 216万円
- ・その他の経費 30万円



財源

市の負担額	2,366万円
-------	---------

児童扶養手当支給費 8,358 万円

(前年度:7,946万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、ひとり親家庭等において、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)を養育している父又は母若しくは養育者に対して支給します。

《手当額(月額)》(令和8年度予定額)

全部支給	48,050円
一部支給	11,340円 ~ 48,040円
2人目以降加算	5,680円 ~ 11,350円

受給者本人及び扶養義務者の所得に応じて手当額の一部や全部が支給停止になることがあります。

財源

国県支出金	2,783万円
市の負担額	5,575万円

ひとり親家庭等医療給付費 1,635 万円
(前年度:1,635万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

両親のいない家庭の児童とその養育者、及び母子・父子家庭の児童と母・父の医療費の自己負担分を助成します。(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)

《対象者》

- 母子家庭の児童と母
- 父子家庭の児童と父
- 両親のいない家庭の児童とその養育者

児童扶養手当の所得制限に準じ、所得限度額を超えると非該当となります。ただし、入院医療費に関しては所得制限を撤廃しています。

財源

国県支出金	791万円
その他(高額療養費)	6万円
市の負担額	838万円

母(父)子家庭自立支援給付金 260 万円
(前年度:193万円)

(担当: 子育て応援課 家庭福祉係)

母(父)子家庭の母(父)の就業をより効果的に促進するため給付金を支給します。

- 自立支援教育訓練給付金 20万円
市が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に受講料の60%を支給します。
支給上限額 20万円
(特定の講座は修業年限×40万円)
- 高等職業訓練促進給付金 240万円
看護師、介護福祉士等の資格取得のために、6月以上養成機関で訓練する場合に生活費の支援をします。
支給期間の上限 48月
支給額(月額) 非課税世帯 10万円
課税世帯 7万500円
〔最終1年間は 非課税世帯 14万円
課税世帯 11万500円〕

財源

国県支出金	195万円
市の負担額	65万円

市立保育所運営費

9,320 万円
(前年度:9,265万円)

(担当: 子育て応援課 児童福祉係)

仕事等で自宅で保育できない0歳児から就学前までの児童の保育を行います。

・あずま保育所・坪川保育所の運営費

人件費	6,272 万円
給食材料費	1,086 万円
施設整備費等	218 万円
水道光熱費	605 万円
保育支援システム利用料	79 万円



※ 令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化が始まり、主に3歳以上児(1・2号認定子ども)の保育料が所得・出生順などに関係なく無料になりました。

⇒ 国による無償化の対象とならない3歳未満児について

- 令和5年4月から第1子の保育料を市で半額にしています。
- 第2子以降の保育料を引き続き無料にします。

《影響額》

第1子	399万円
第2子	367万円
第3子以降	144万円

※2号認定子どもに係る副食費は原則保護者負担となりますが、第2子以降の子どもは月額上限4,900円の範囲で無料にしています。

財源

国県支出金	46万円
その他(保育料等)	631万円
市の負担額	8,643万円

民生費

【一部新】生活保護事務費

1,188 万円
(前年度:884万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

生活保護に関する事務を行います。

- 生活保護事業等に係る事務費 405万円
就労支援員が被保護者の就職活動を支援する体制を強化し、早期の就労による自立を促進します。
- 生活保護嘱託医手当 14万円
生活保護者への医療扶助に係る助言・指導をお願いしている医師への手当です。
- 業務システムの維持管理 633万円
生活保護業務の実施に必要な各種の電算システムについての使用料や保守費用などです。
- 【新】業務システムの改修 101万円
特定個人情報データ標準データレイアウト追加に伴う生活保護システムの改修を実施するもの。
- その他事務費 35万円

財源

国県支出金	359万円
市の負担額	829万円

生活保護費

1億947万円
(前年度:1億1,140万円)

(担当: 福祉課 社会福祉係)

生活保護を受ける方の各種扶助を行います。

- 生活扶助 4,327万円
生活費を支援します。
- 住宅扶助 861万円
住居確保のための家賃や修繕費用を支援します。
- 教育扶助 18万円
小・中学校の就学に必要な費用を支援します。
- 介護扶助 757万円
介護保険サービスの利用に必要な費用を支援します。
- 医療扶助 4,200万円
医療費を支援します。
- 施設事務費 690万円
救護施設の事務費を負担します。
- その他 94万円

財源

国県支出金	8,095万円
市の負担額	2,852万円

